手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
（手数料の限度額） 第１０条　自社清算参加者については、第２条から前条までの規定にかかわらず、当該各条に規定する手数料の合計額は、月額５００万円を上限とする。 ２　他社清算参加者については、第２条から前条までの規定にかかわらず、当該各条に規定する手数料の合計額は、月額５００万円に有価証券等清算取次ぎに係る第３条に規定する債務引受手数料を加算した額を上限とする。 付　　則 １　この改正規定は、平成２１年４月１日から施行する。	（手数料の限度額） 第１０条　自社清算参加者については、第２条から前条までの規定にかかわらず、当該各条に規定する手数料の合計額は、月額４００万円を上限とする。 ２　他社清算参加者については、第２条から前条までの規定にかかわらず、当該各条に規定する手数料の合計額は、月額４００万円に有価証券等清算取次ぎに係る第３条に規定する債務引受手数料を加算した額を上限とする。